

## 第 6 類

鉄及び鋼，非鉄金属及びその合金，金属鉱石，建築用又は構築用の金属製専用材料，金属製建造物組立てセット，金属製荷役用パレット，荷役用ターンテーブル，荷役用トラバースアー，金属製人工魚礁，金属製養鶏用かご，金属製の吹付け塗装用ブース，金属製セメント製品製造用型枠，金属製の滑車・ばね及びバルブ（機械要素に当たるものを除く。），金属製管継ぎ手，金属製フランジ，キー，コッタ，てんてつ機，金属製道路標識（発光式又は機械式のを除く。），金属製航路標識（発光式のを除く。），金属製貯蔵槽類，いかり，金属製輸送用コンテナ，かな床，はちの巣，金属製金具，ワイヤロープ，金網，金属製包装用容器，金属製のネームプレート及び標札，金属製のきゃたつ及びはしご，金属製郵便受け，金属製帽子掛けかぎ，金属製家庭用水槽，金属製工具箱，金属製のタオル用ディスプレイ，金属製建具，金庫，金属製立て看板，金属製の可搬式家庭用温室，金属製の墓標及び墓碑用銘板，つえ用金属製石突き，拍車，アイゼン，カラビナ，ハーケン，金属製彫刻

### 鉄及び鋼

06A01

- 1 鉄  
海綿鉄 合金鉄 純鉄塊 銑鉄<sup>せん</sup> 鑄鉄 粒鉄
- 2 鋼  
特殊鋼 普通鋼
- 3 鋼半成品  
シートバー スケルプ スラブ チンバー チンバーインコイル ビレット ブルーム
- 4 圧延鋼材  
外輪 鋼管 鋼板 再生鋼材 条鋼 山形鋼
- 5 鉄鋼二次製品  
垂鉛鉄板 クラッド鋼板 中空鋼 ビニル鋼板 ブリキ板 磨棒鋼
- 6 鉄くず  
切り粉 合金鉄くず 炭素鋼くず 低炭素鋼くず

[第1類 第2類 第14類]

- 1 銅及び銅合金  
銅合金地金 銅地金 銅粗製品 銅又は銅合金の鋳物・はく・粉及び伸銅品
- 2 鉛及び鉛合金  
鉛合金地金 鉛地金 鉛粗製品 鉛又は鉛合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 3 亜鉛及び亜鉛合金  
亜鉛合金地金 亜鉛地金 亜鉛粗製品 亜鉛又は亜鉛合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 4 すず及びすず合金  
すず合金地金 すず地金 すず粗製品 すず又はすず合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 5 アルミニウム及びアルミニウム合金  
アルミニウム合金地金 アルミニウム地金 アルミニウム粗製品 アルミニウム又はアルミニウム合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 6 マグネシウム及びマグネシウム合金  
マグネシウム合金地金 マグネシウム地金 マグネシウム粗製品 マグネシウム又はマグネシウム合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 7 ニッケル及びニッケル合金  
ニッケル合金地金 ニッケル地金 ニッケル粗製品 ニッケル又はニッケル合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 8 チタニウム及びチタニウム合金  
チタニウム合金地金 チタニウム地金 チタニウム粗製品 チタニウム又はチタニウム合金の鋳物・はく・粉及び展伸材
- 9 インジウム カドミウム クローム ゲルマニウム コバルト ジルコニウム タングステン タantal ニオブ バナジウム ハフニウム ベリリウム マンガン モリブデン

[第1類 第14類 第17類 第19類 第20類]

亜鉛鉱 アンチモニー鉱 ウラン鉱 鉛鉱 金鉱 銀鉱 クローム鉄鉱 コバルト鉱  
水銀鉱 すず鉱 そう鉛鉱 タングステン鉱 鉄鉱 銅鉱 トリウム鉱 ニッケル鉱  
マンガン鉱 モリブデン鉱 硫化鉄鉱

建築用又は構築用の金属製専用材料

07A01

煙突 ガードレール 階段踏み板 回転窓用閉塞装置 壁板 くい 格子 坑道用材料 柵 シャッター 水道管 タイル 建物の鉄鋼枠 柵板 ちょうつがい 手すり 鉄線蛇籠 天井板 天井装飾品 電柱用柱 ドアノッカー とい とい台 戸車 扉 扉とっ手 扉の閉塞装置 柱 羽目板 はり 針金格子 針金柵 防火扉 舗床用材料 窓 窓用引き手 窓枠 窓枠滑車 マンホール 門 有刺鉄線 床板 よろい戸 落石防止網 ラス

金属製建造物組立てセット

07A04

[第19類]

金属  
禽舎組立てセット

金属製荷役用パレット 荷役用ターンテーブル 荷役用トラバーサー

09A03

[第7類 第12類 第20類]

金属製人工魚礁

09A05

[第7類 第19類]

金属製養鶏用かご

09A46

[第19類]

金属製の吹付け塗装用ブース

09A64

[第7類 第19類]

金属製セメント製品製造用型枠

09A71

[第19類]

金属製の滑車・ばね及びバルブ(機械要素に当たるものを除く。)

(09F02・09F03・09F05)

滑車

09F02

[第7類 第12類]

ばね

09F03

[第7類 第12類]

うず巻きばね 重ね板ばね つる巻きばね

バルブ

09F05

[第7類 第11類 第17類 第19類 第20類]

アングルバルブ 球バルブ コック 自動調整弁 ちょう形バルブ

金属製管継ぎ手 金属製フランジ

09F06

[第17類]

キー コッタ

09F07

てんてつ機

09G06

[第9類]

金属製道路標識（発光式又は機械式のものを除く。）

09G07

[第9類 第19類]

金属製航路標識（発光式のものを除く。）

09G08

[第19類]

金属製貯蔵槽類

(09G59・09G60)

液体貯蔵槽 工業用水槽

09G59

[第19類 第20類]

液化ガス貯蔵槽 ガス貯蔵槽 ガス貯蔵槽又は液化ガス貯蔵槽用のアルミニウム製の浮中ぶた

09G60

[第20類]

いかり

12A01

[第9類 第12類 第22類]

金属製輸送用コンテナ

12A74

[第20類]

かな床 はちの巣

13B01

[第8類]

(備考)「かな床 はちの巣」は、第8類「くわ 鋤<sup>すき</sup> レーキ（手持ち工具に当たるものに限る。）」に類似と推定する。

金属製金具

(13C01・13C02)

金属製金具（「安全錠・鍵・鍵用金属製リング・南京錠」を除く。） 13C01

[第11類 第17類 第18類 第20類 第26類]

1 カットネール くぎ くさび 座金 ナット ねじくぎ びょう プラグ ボルト  
トリベット ワッシャー

2 環 鎖

3 キャスター プール用ロープ繫止金具

（備考）「金属製金具（「安全錠・鍵・鍵用金属製リング・南京錠」を除く。）」

は、第18類「洋傘金具」、第25類「靴くぎ 靴びょう 靴保護金具」、「げた金具」及び第26類「靴はとめ 靴ひも代用金具」に類似と推定する。

安全錠 鍵 鍵用金属製リング 南京錠 13C02

[第14類 第20類]

ワイヤロープ 18A02

金網 18B02

金属製包装用容器

(18C01・18C13)

金属製包装用容器（「金属製栓・金属製ふた」を除く。） 18C01

缶詰缶 金属製押し出しチューブ 高圧ガス容器 ドラム缶

金属製栓 金属製ふた 18C13

[第17類 第20類 第21類]

金属製のネームプレート及び標札

1 9 B 2 1

[第20類]

金属製のきятつ及びはしご

1 9 B 3 4

[第20類]

金属製郵便受け

1 9 B 3 5

[第19類 第20類]

金属製帽子掛けかぎ

1 9 B 3 6

[第20類]

金属製家庭用水槽

1 9 B 4 9

[第19類 第20類]

金属製工具箱

1 9 B 5 3

[第20類]

金属製のタオル用ディスペンサー

1 9 B 5 4

[第20類 第21類]

金属製建具 金庫

20A01

[第14類 第19類 第20類]

1 金属製建具

戸

2 金庫

(備考)「金属製建具」は、第20類「つい立て びょうぶ」に類似と推定する。

金属製立て看板

20D04

[第20類 第21類]

金属製の可搬式家庭用温室

20D07

[第19類]

金属製の墓標及び墓碑用銘板

20F01

[第19類 第20類 第21類 第24類 第26類 第31類]

つえ用金属製石突き

22C01

[第18類]

拍車

24C02

[第18類 第25類]

アイゼン カラピナ ハーケン

24C03

[第8類 第20類 第21類 第22類 第28類]



金属製彫刻

2 6 C 0 1

[第19類 第20類]